

令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月6日(金) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第7号	飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第8号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第9号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
第5	議案 第10号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第11号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第12号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第13号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第14号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第15号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第11	議案 第16号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第17号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第18号	飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
第14	議案 第19号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第20号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

令和8年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年3月6日(金) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第21号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第22号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第23号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第24号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第25号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第26号	財産の無償譲渡について(宮川町種蔵地内)
第22	議案 第27号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第23	議案 第28号	市道路線の廃止について
第24	議案 第29号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第30号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第26	議案 第31号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第27	議案 第32号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第28	議案 第33号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第29	議案 第34号	令和8年度飛騨市一般会計予算
第30	議案 第35号	令和8年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

## 令和8年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和8年3月6日(金) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第36号	令和8年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第32	議案 第37号	令和8年度飛驒市介護保険特別会計予算
第33	議案 第38号	令和8年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第34	議案 第39号	令和8年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第35	議案 第40号	令和8年度飛驒市給食費特別会計予算
第36	議案 第41号	令和8年度飛驒市水道事業会計予算
第37	議案 第42号	令和8年度飛驒市下水道事業会計予算
第38	議案 第43号	令和8年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第39		一般質問

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	住前	山原	文勝	美子
9番	野籠		惠邦	子
10番	高			
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	一
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	づ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	二
財政課長	土	田	治	郎
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	島	中	み	な	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定書は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、中田議員、3番、小笠原議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第7号 飛騨市公契約条例の一部を改正する条例について  
から

日程第38 議案第43号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第7号、飛騨公契約条例の一部を改正する条例についてから、日程第38、議案第43号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの37案件につきまして、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。37案件の質疑と併せて、これより日程第39、一般質問を行います。

それではこれより順次発言を許可いたします。最初に2番、中田議員。

〔2番 中田利昭 登壇〕

○2番（中田利昭）

おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、私からの一般質問を始めたいと思います。

今回は大きく分けて2点、お伺いをいたします。まずは1点目、冬期生活環境の地域差と家庭用除雪機導入の支援についてということで、5点、お伺いをいたします。

飛騨市の市道や県道の除雪体制は、他自治体と比較しても非常に充実しており、歩道を含め丁寧な除雪を行われていることは市民生活の安心・安全の確保という観点から高く評価されるべきものと考えております。通勤・通学時間帯に合わせた除雪が実施されている点も含め、全国的に見ても高い水準にあると私は感じております。一方、各家庭での除雪については、市街地では融雪装置や流雪溝の整備により除雪負担が軽減されている一方、中山間地域では住民自らが高額な家庭用除雪機を購入しなければ現代の生活においては成り立たず、早朝からの作業など生活上の負担が大きいとの声もよく聞かれます。同じ飛騨市内であっても、融雪装置や流雪溝がない地域では除雪労力などの年間を通じた生活コストが高く、雪の多さや生活負担が理由で市街地へ引っ越したり、または市外へ転出するという声も一定数見受けられるのではないのでしょうか。

また、人口減少が進む中、こうした冬期生活の生活環境の負担は、高齢者の生活や移住・定住

施策を考える上でも重要な要素であると常々感じております。市内の中山間地に住まわれている方は既に家庭用除雪機を導入している方がほとんどですが、移住者の中には雪の多さを十分想定できていないケースもあり、住宅購入や生活準備に資金が集中することで、家庭用除雪機の購入まで予算が回らないという声もあります。特にシングルマザー世帯や女性の単身世帯、高齢者のみの世帯にとっては機械導入費用が大きな負担になり、導入を諦める方もいらっしゃるのではないでしょうか。さらに、小型除雪機は私道や敷地内の除雪だけではなく、消火栓周辺やごみ集積所など地域共用部分の除雪にも使用されており、防災や生活衛生の維持にも一定の役割を果たしている現状があります。こうした実態を踏まえ、以下の点について市の見解を伺います。

まず1つ目でございます。各世帯での除雪と冬期生活環境に対する認識についてでございます。まず市として、各世帯での除雪体制をどのような水準にあると認識しているのか。また、冬期生活環境が市民の暮らしや定住意識に与える影響についてどのように評価をしているのか伺います。

2つ目でございます。雪国特有の生活コストと人口流出の関係についてということで、雪国特有の生活コストや除雪労力が理由となり、市外への転出につながるケースについて、市としてはどのように認識しているのか。また、人口減少対策との関連について見解を伺います。

3番目でございます。融雪側溝整備地域と未整備地域の生活負担の違いについてということでございます。融雪装置や流雪溝などの冬期インフラが整備された地域と未整備地域との間で、日常生活の負担に差が生じている現状について、市としてどのように認識しているのか伺います。

4番目です。小型除雪機の利用実態と地域安全への寄与について。家庭用ロータリー型除雪機が、私道や敷地内のみならず、消火栓周辺やごみ集積所など地域の共用部分の除雪にも使用されている実態について、市としてどの程度把握しているのか伺います。

5番目です。地域格差を踏まえた除雪機導入支援の考え方についてということですが、これが私の今回の質問の核心の部分でございます。小型除雪機は、冬期生活を維持するために重要な役割を果たしている家庭もあります。移住者やシングルマザー世帯、女性の単身世帯、高齢者世帯などへの配慮、また、人口減少対策、地域格差は正の観点から個人補助という枠組みにとどまらず、地域特性に応じた生活環境整備として、導入時の負担軽減や購入支援について検討する余地はあるのか、市の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」との声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。除雪につきましてのお尋ねでございます。幅広い分野の質問でございます。雪国にあるってことは暮らしの前提なものですから、幅広く分野が分かれておりまして、実はまとまった答弁を担当する部局があるわけではございません。こういうときこそ市長の出番だということで、私がまとめて答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の各世帯での除雪と冬期生活環境に対する認識、それから2点目の雪国特有の生活コストと人口流出の関係につきまして、まとめてお答えを申し上げます。

飛騨市は豪雪地帯でございまして、雪が降るってことは地域の風土の一部だというふうにご考えております。これに伴う冬の寒さ、日常的な除雪作業ということが心理的・肉体的負担になるということは、これは雪国に暮らす上では避けることができない現実だろうと認識しておるわけでございます。こうした冬の期間の生活環境とか、除雪の労力が市民の定住意識に影響を与えるかどうかということについては、確たる調査を実施していないということでございますけれども、参考になるデータというものがございます。令和6年の岐阜県人口動態統計はですね、転入転出のときに移動理由を聞いているんですね。これを見ると、1つの推測するのは成り立ちます。飛騨市と他の自治体間の移動理由別転入転出データを見ますと、生活環境の利便性というのを理由にした市外への転出が76件98人おられます。逆に、生活環境の利便性を理由に入ってくる方が90件122人。24人の転入超過ということで、入ってくる人のほうが多いということです。さらに、住宅事情では36人の転入超過、自然環境上の理由は4人の転入超過ということでございます。数字を見るとですね、冬の厳しい環境が転出増加の直接的な要因になっているということはいえないというふうにご捉えております。

一方で、市内の現状をどう認識しているかというお話なんですけれども、高齢化が進んでおりますし、担い手不足もございまして、したがって、自力での除雪が困難な世帯が増加しているという現状は十分に認識をいたしておりまして、市としても継続的な支援に取り組んできたところでございます。代表的な施策として申し上げますと、平成29年に設置をいたしました雪下ろしサポートセンター、これが代表的な例でございます。これは吉城建設業協会と連携いたしまして、支援が必要な高齢者世帯、障害のある方の世帯、母子世帯等に対しまして、これは雪下ろし弱者世帯というふうにご言っているわけでありまして、この雪下ろし弱者世帯を対象に市内の登録事業者が作業を分担しまして、その費用の一部を市が補助する、こういう制度でございまして、これは全国的にも珍しいというふうにご言われております。この他にも雪下ろし代行業事業者の紹介でありますとか、屋根のアンカー設置の補助とか、多角的な支援策を展開しております。

次に3点目、融雪側溝整備地域と未整備地域の生活負担の違いということでございまして、消融雪設備や流雪溝の整備状況というのは、地域ごとの自然条件とか地形とか水理とか地下水の状況によって左右されておるわけでありまして、市内全域を述べてみますと、設備を設置できない地域の方が多数を占めるというのが実情でございます。飛騨市は非常に広大な市域を持っていますので、降雪量や居住環境、住宅事情などが地域によって大きく異なるわけでありまして、全市民が全く同一の生活環境の下で暮らすということは元来困難だというふうにご考えております。こうした各地域における生活負担の差、これにつきましては、もともと地理的・環境的要因に起因するものですから、これはやむを得ないというふうにご捉えざるを得ないのではないかと考えます。

市としては、そうした地域性を前提とした上で、より支援を必要とする方々に寄り添う対応が必要だというふうにご認識をしておりまして、先ほどの雪下ろし弱者世帯を対象とした支援も、そうした考え方に基づくものということでございます。こうしたことについては今後もいろいろ工夫を凝らしていきたいと考えてございまして、市の自然条件や財政条件を十分に考慮しながら、市

内全域における冬の期間の生活環境の改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから4点目、小型除雪機械の利用実態と地域安全への寄与というお尋ねでございます。家庭用の小型除雪機を活用しまして、地域の共用部分の除雪が行われている事例があることは承知をいたしております。消火栓とかごみ集積所の維持管理と同様に、除雪作業につきましても行政区や町内会などの地域主体で実施していただいているものと認識をしております。市として各地域地区の具体的な除雪方法の調査をしているわけではありませんけれども、人力で行う地域や小型除雪機を利用する地域があるということはもちろん認識をいたしておりますし、作業の担い手についても区や組、あるいは近隣の御家庭同士など、実態は多様であるというふうに認識しておるところでございます。

続いて最後、5点目なんですが、地域差格差を踏まえた除雪機導入支援の考え方ということでございます。ここが核心ということでございますが、あまりいい答えではございません。小型除雪機が豪雪地帯における冬期の生活維持に重要な役割を果たしているっていうことは、今ほど申し上げたように十分に認識をしております。しかし、全世帯を対象に導入補助を行うっていうことはもう多額の費用を要するということがございますし、さらに家族構成とか、住宅の立地状況とか、全ての家庭で小型除雪機が必要とは限らないという状況にございます。したがって、現時点において、個人宅向けの導入補助制度を設けるということは考えていないということであります。

一方で、公共の用に供する道路、これにつきましては個人や地域がボランティアで除雪を行っていただく場合に、従来より道路除雪サポーター制度というものを通じた支援を行っております。この制度では、除雪路線以外の国・県・市道等の生活道路、私道を除くわけですが、これが1つの条件。それから当該路線に1戸以上の住居があること、それから除雪延長がおおむね50メートル以上であることの3条件を満たす場合に、そこに公共性があるというふうに判断をいたしまして、燃料の支給でありますとか除雪機械購入費の補助、こうしたことを行っております、これは積極的に支援しておるということでございますので、めり張りを利かせながら、この小型除雪機導入の支援というのは取り組んでおるということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（中田利昭）

答弁ありがとうございます。それでは何点か再質問をさせていただきたいと思えます。

確かに中山間地で小型除雪機の導入というのは、ほぼ私道の中をするので、個人資産への補助ということになるので、私も非常にその辺は今回質問しようか悩んだところであるんですけども、市内全域において除雪機の補助っていうのは難しいと今答弁されたと思うんですけども、例えばまずは中山間地域、高齢者世帯とかそのように件数を絞って、例えば導入費用の3分の1、上限10万円とかですと、融雪装置を設置するよりは安いのかな。中山間地域で井戸を掘って融雪装置をつけるのは難しい話だと思うし、水の問題もありますのでないと思いますが、そういう市内全域の公平性ということを考えるのであれば、導入時に10万円っていうのは安上がりなんじゃないかなと思いますけども、その辺を今後考えていただくのはどうでしょうか。年間50件にしても10万円が500万円、30件なら300万円、可能な金額ではないのかと思いますけども、どうでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

求められている状況が全然違いますね。もちろん必要とする方に補助したいという気持ちはあるんですが、どこかで線を引くというときに、つまりその公共性の部分で線を引いたということなんです。基本的に除雪って、除雪をする場所の状況が全く違いますよね。家の周りをしたいって方もあれば、自分の車庫の辺をやりたいという方があったり。うちの前をかくだけなら全然問題ないんですけども、ちょっとどっかへ行こうと思うとその部分をかかなければいけないとか、いろいろな事情があります。そうすると、その必要性をどこで引くのかってところが非常に難しいんですね。これが雪国であるということの、逆に帰結だと思えますね。全部どこでも均等に雪が降りますので。そういうことなので、市としては先ほど申し上げました公共の用に供する道路というところで線を引いて、その部分を除雪しよう。それはもちろん皆さんのためにやるってこともあれば、自分の利便性でやっていることのほうが圧倒的に多いものですから、その部分をやる際に支援をしようというところで線を引いているということになります。

それから小型除雪機ですけども、使っておられる方は御存じかと思えますし、私事ですが私の家は販売店でしたので除雪機というのは普段ずっと見てきたんですが、なかなか使うのって簡単ではないですよ。しかも非常に高額で故障が発生しやすいので、メンテナンスをかなり丁寧にやってかないと維持していくのが難しいです。それからガソリンですね、燃料を買ってきたりという手間がありますし、それからシーズンはどこにしまっておくのかという問題もありますので、小型除雪機って意外と広く使えるものではないというふうに認識しておりますので、そうした点も含め合わせて考えると、今のような取組のほうが妥当なのかなというふうに考えております。

## ○2番（中田利昭）

そこが非常に悩ましいところなんでございますけども、多分小さいとあまり機能しないということで新車で買うと100万円ぐらいはするんじゃないかと。100万円を負担するっていうのは、当然田舎に住んでいますと車も必要ですし、その他の生活コストっていうのもかなりかかるんですよ。そういう意味でちょっと負担をしていただけないかなという私の質問だったんですけども、何とかその辺の格差、本来は自助でやっぱり自分で買って自分でやるよと。市長の答弁の中でも、ほとんど私の敷地の中の除雪なので、そういうものに補助を出すっていうのはなかなか市としても難しいんじゃないかなとは考えております。

新潟県とか秋田県ですとか、お隣の長野県でもやっぱりそういう例があるんですね。大体上限10万円、3分の1の補助っていうのはあるので、何とか10万円、年間20件の補助というようなことをもうそろそろ考えていかないと、昨日の質問にもありましたけど地域コミュニティが崩壊しかねないと。私の住む地区でも同じ神岡でもそうなんですけども、口には出さないんですけども、やはり若い人たちはどんどんどんどん街中へ移住するんですね。そうすると田舎のほうのコミュニティがもうお年寄りばかりで崩壊しかねないと。もう今後10年もたないんじゃないかなという地区がたくさんあると。その中でやっぱり少しでも頑張ってください、市からも高齢者の方を支援していければ力強いんじゃないかなと。いわゆる自助、共助、公助の部分で何とか頑張ってくださいと大変いいんじゃないかなと、飛騨市も見直されるんじゃないかと考えております。

ども、その辺の観点でもう一度お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、年間例えば数十台で10万円くらい、20台で200万円、やってやれないことはないということもあろうかと思うんですけども、ただ、やっても20台。何件充足するんだという話があるし、買いたいけどそもそも買って使えないし、10万円出しても残りの90万円は出せないっていう方が圧倒的に多いだろうというふうに考えると、むしろ、多分小型除雪機は解ではないんじゃないかって気がするんですよ。それはやっぱり共助であったり、公共の用に供するところをやるということが、共通してやっていくということの1つじゃないかなというふうに思うんですね。なので、金額の問題、予算の問題というよりは、それが何のためにやってどういう効果をもたらすのかというところを考えていっても、なかなか踏み切るところまでちょっと熟度がいかないかなっていうのはすごく思います。

それから、先ほど雪が多いので口には出さないけども、もっと便利なところへ引っ越していかれる方があって話なんですけども、これも必ずしもそう言えないところがあって、私が住んでいるのもこの近くですけども、一番早く古川町でも融雪があるところですし、古川町の街中は側溝があるんですけども、わざわざそこから周囲へ引っ越されている方がたくさんおられまして、そうすると雪だけが判断条件じゃないんじゃないかというふうにも思えます。確かにそういった声もいろいろあって、市民でありながら不公平ではないかと。水が出るところと水が出ないところ、雪が多いところと少ないところ、違いがあるのは不公平ではないかっていう話はあるんですけども、これは長い歴史の中で培われてきた1つのインフラですし、しかも雪が降るか降らないかになりますと、これは風土ですので、これはもう前提として考えざるを得ないのではないかなと思うんです。せめて側溝を掘ってくれみたいな話もあるんですけども、古川町の街中は側溝があって、うちの前は側溝がなくて不公平だと。しかし、歴史をひもとくと、江戸時代からの流れがあって明治時代に基ができた側溝なので、やっぱり歴史の遺産の一部だっていうふうに考えると、やっぱり不公平だっていうことはなかなかこう言いづらいところがあるっていうふうに思います。なので、これは風土なりの一部だというふうに考えて、その中で特に支援が必要な方をどう支援するのかっていうところに絞ってやっていくのが行政の1つの考えの筋道じゃないかなというふうには考えます。

○2番（中田利昭）

私も町中に関しては歴史遺産という考え方は非常に賛成なんですけども、かといって、私どもが住んでいます田舎のほう、私の住む地区はまだましなんですけども、私を支援していただいている地区なんかは、若者がみんな出て神岡町市街地に家を建てるという方が実際にいらっしゃいますし、それはやはり生活が不便だからって理由もあるんですけども、その一つの中にはやっぱり雪かきが大変という方が結構いらっしゃるんですね。もう雪が降らない地区へ行きたいと。神岡町は特にそうだと思うんですけども、富山県、高山市へ出て行く方が非常に多いんですね。雪の負担が少ないということが第一の理由に述べられる方は大変多いです。ここから先、中山間地の支援を厚くしていただいて、何とか地域コミュニティを守っていききたいという、若者の定住

の話も含めてそういう政策を考えていただければ、大変私は助かります。

それでは次の質問へまいります。今回、2つ目の質問もちょっと手厳しいというか、私が感じた話ではないので、その辺を考慮していただければと思います。

2つ目にいきます。市役所の窓口における初期対応の在り方についてということでございます。4点あります。

飛騨市役所の職員の皆様は、日頃から礼儀正しく丁寧な対応をされており、市民としても大変ありがたく感じております。窓口での説明や相談対応についても、親身になって対応していただいている場面が多く、市民サービスの質は高いものと認識をしております。一方で市役所内の受付カウンターにおいて、来庁者が近くにいるにもかかわらず職員側からの声かけがなく、こちらから声をかけないと対応が始まらないケースも部署によっては見受けられると相談を受けます。当然ですが、その時々業務状況によって手が離せないといったような事情もあるとは思いますが、初めて来庁される方や、たまにしか来ないという方、高齢者や移住者などにとってはどこに相談すればいいかわからず戸惑う場面にもつながっているのではないかと感じております。せっかく職員の皆様が丁寧で質の高い対応をされているからこそ、受付段階での第一印象や初期対応をさらに改善することで、市民満足度の向上につながるのではないかと考え、以下の点について市の見解を伺います。

1つ目でございます。現在の窓口対応に対する市の認識についてということでございますけれども、市として、現在の窓口対応の状況をどのように評価しているのか。また、市民や来庁者からの声について、どのように把握しているのか伺います。

2つ目でございます。受付カウンターにおける初期対応の運用状況についてでございます。受付カウンター付近に来庁者が来られた際の初期対応や声かけについて、庁内で共通のルールや運用基準があるのか伺います。

3つ目でございます。来庁者への声かけ・案内体制についてということですが、来庁者が迷わないよう、職員からの積極的な声かけや案内を行う体制について、市としてどのように考えているのか。また、部署間で対応に差が生じないよう取組があるのかを伺います。

4つ目でございます。市民サービス向上の観点からの改善策についてということですが、職員の丁寧な対応という強みをさらに生かすために、受付段階での初期対応の在り方について、庁内で意識共有や研修、運用改善などを検討する考えはあるのか、市の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは窓口対応について一括してお答えいたします。

初めに1点目、市の認識についてでございますが、窓口対応は国や県などとは異なり、市民の皆様と直接接し行政サービスを提供する市にとっては重要な業務でありますし、来なくてもよい市役所を目指す中であっても同様であるというふうに認識しております。

次に2点目、初期対応の運用状況と声かけ・案内体制についてお答えいたします。本市では、接遇マニュアルを備えまして、職員一人一人が市役所の代表であることを意識し、挨拶、要件を

伺う、判断する、説明・処理する、改めて気持ちを込めて挨拶で見送るということを基本に、その対応に努めております。また、3点目の来庁者への声かけ・案内体制についつきましても、お客様より先に、にこやかに、はっきりとを基本に、困っている方を見かけたときは「どのような御用件でしたか。」というようなお声がけをし、御案内ができるよう心がけております。次に、部署間の差をなくす取組としましては、統一的な研修を実施していない状況でありますので、今後、接客マニュアルを基本に各部署の状況に応じた対応ができるよう、周知してまいりたいというふうに思っております。

これらの職員の心がけに加えまして、来庁者が多い市民保険課、税務課、ハートピア古川などでは、来庁者に向けた机の配置やフロントヤード業務とバックヤード業務に分けた運用を行い、職員から来庁者へ積極的に声かけができる体制を整えております。これにより、職員が窓口の方向を向いていることで、来庁者にすぐ気づき、対応できるようにしているところです。また、おくやみワンストップサービスや書かない窓口DXなども導入し、来庁者の皆様への利便性向上を図っております。

最後に4点目、サービス向上に向けた改善策につきましては、令和5年度から取り組んでおります。具体的には、職員が市民役となり、転入・転出や死亡届などの提出を模擬体験し、カウンターのレイアウトや机の配置などの改善点を指摘してもらい、その意見を検討し、現状の受付体制に反映しております。先ほど申し上げました机の配置の見直しも、その結果として行ったものでございます。また、これまでも取り組んできたどうやなボックスですとか、問合せメールなどにより、市民や来庁者からの声を反映する体制を継続してまいります。

このように人的な取組と物理的な改善の両面から、市役所に来庁される皆様がより来やすい環境づくりに努めて、今後も継続的に改善を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○2番（中田利昭）

前向きな答弁ありがとうございます。私も議員になる前の仕事で、全国いろいろな会社を訪問して非常に思うところがあったわけですが、やはり統一したルールがないと、部署部署で私がカウンターに行っても誰も対応してくれないとか、こっちから声をかけてみてもいい顔されないという対応がやっぱりあるんですね。傾向として、大手の会社へ行けば行くほどそういう対応はしっかりしております。やっぱり駄目な会社はいつまでたっても駄目というような状況があるんですけども、今部長の答弁で例えば机の配置を変えたとか、効果が出たということでありましたけども、人が少ない中で専属のカウンター対応の人員を割くってというのは、これはなかなか難しいとは思いますが、来庁者が来られてカウンターに立ったら、誰かがさっと一言声がけしてくれると本当に気持ちのいいというか、せっかく皆さん丁寧な対応は本当にしていると思うんです。最初の部分で蹴つまずくと皆さんちょっと悪いイメージで帰って来られて、私のところにそういう話が届いてくるんだと思いますので、やっている部署はやっていると思うんですけど、その横の広がりっていうのは今後どのように考えているのか、もう少し詳しくお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

やはり接遇マニュアルっていうものはありますが、十分に機能しているっていうふうには思っていないところがあります。議員御指摘のように、お客様がいらっしゃったときにすぐ立ち上がって、どのような御意見でしたかっていうふうに行くことがやっぱり一番気持ちのいい市役所になってくんだなというふうに思っております。

横にどう広げていくかっていうところになりますけど、ここは例えば総務課に御用件がある区長ですとか、あるいはハートピア古川に生活の相談にいらっしゃる方とか、いろいろいらっしゃる方に状況として差があるかと思しますので、その共通部分は共通部分でもっておきながら、その部局に合わせたどういう対応が一番いいのか。いきなり声をかけるのがいいっていうのが全てでもないかもしれませんので、そこは各部局の中でどういう体制がいいのかをいま一度確認しながら、来やすい市役所というのを目指していければなというふうに思っておりますので、まずはこの接遇マニュアルをもう一度各部局で共通認識で持って、それぞれの対応を検討してもらおうというようなことを進めていければいいなというふうに思っております。

## ○2番（中田利昭）

ぜひともよろしく願いいたします。またさらに欲を言いますと、来庁者がカウンター付近に来られたときに職員側から一言「こんにちは。」とかがあると、多分、初めて来られた来庁者ってカウンターの辺でうろちょろする方がいらっしゃると思うんですけど、「こんにちは。」とか「おはようございます。」って一言かけるだけでちょっとカウンターに向かって声がけしてみようかなという気になると思うんです。カウンターで専属の対応をしてくれる職員、ほかの会社でもそうですけども本当によく教育されているところは、これは私の知っている会社の例なんですけども、カウンターに行くと事務員全員が立っていらっしゃいませと、そういう徹底した会社もあるんですね。皆さんお忙しそうなので、そこまではしてほしいと私は思いませんけど、「こんにちは。」なり何かそういうお声がけをしていただければ、私どもからこういう件で来たんですけどって声を一言かけやすいんじゃないかと思っておりますけども、その辺も何とか実行していただけないか、お願いします。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

やはりそういう対応ができれば、一番気持ちのいい市役所になっていくと思しますので、その辺を部長会議等で周知させていただきたいと思っております。

## ○2番（中田利昭）

ぜひともよろしく願いいたします。最後にですけども、例えば私はそういう経験がないのであれなんですけども、例えばどこへ行っていか分からない方、多分ここなら一階へ来てまずその辺の方に声をかけると思うんですけども、その辺の対応っていうのも、誰がお声がけするとか、こちらですと案内してくれる人がいるとか、そういうことは現時点であるのかお聞かせください。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

以前は総合案内ということで、市役所の玄関に1人の職員を配置して対応しておったわけですが、やはり業務の効率化ですとか、そういうこともありまして、総合案内というものを配置しないというふうになりました。その後どうするかっていうところは、各部局の中でそういう困っている方があれば、どちらに御用件がありますかっていうことを聞かせていただきながら、例えば総務課にも結構いらっしゃるんですけど、西庁舎が分かりにくいっていう場合に西庁舎までの階段の入口まで御案内して、こちらの3階に例えば基盤整備部がありますというような御案内をさせていただいておりますので、そのような対応を取らせていただいております。

## ○2番（中田利昭）

よろしくお願ひいたします。人手不足なので専属の方を置くっていうのは非現実的だと思いますので、ぜひとも今後そのような対応をお願ひいたしまして、私からの一般質問は以上で終わりたいと思います。

〔2番 中田利昭 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

以上で2番、中田議員の一般質問を終わります。

## ◆休憩

## ◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時50分といたします。

（ 休憩 午前10時44分 再開 午前10時50分 ）

## ◆再開

## ◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

8番、井端議員。

〔8番 井端浩二 登壇〕

## ○8番（井端浩二）

私で最後の質問になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。私は市民や関係者の意見を確認させていただいて、大きく3つに分けて質問をさせていただきます。

まず初めでございますが、1番、公民館等の支援について質問させていただきます。公民館はそれぞれの町内会の会議や祭りの当番会所となり、区民にとっては大切な施設であります。また、区民や高齢者の趣味や体操などの集まりで楽しく時間を過ごす場所でもあります。地元公民館の総会に参加させていただき、総会資料の説明を受け、皆さんの承認を得て成立をしました。改めて思いますが、区民の皆様には区費や万雑割、神社の負担金など負担をいただいで運営されていることに感謝しております。地区によっては多少の違いはあっても、区費や負担金によって成り立っていることは間違いありません。地元の総会資料の中で、公民館のLED化ということで予算計上してありました。結構大きな金額です。当然、市のLED補助金もありますが、それ以外

は銀行の借入で賄っています。各地区でもそうだと思いますが、予算に余裕がなく、毎年の運営でいっぱいだと思います。この負担を区民にお願いするには、少しずつじゃないと無理じゃないかなということを思っています。ほかの地区でもLED化や公民館の改修など、同じことが考えられます。そこで質問ですが、LED化や公民館の改修についてもう少し市の支援、または利息の支援等の対策が考えられないか質問させていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、御質問の公民館等の改修やLED化への支援についてお答えいたします。

各地区が所有する集会施設の改修等への支援につきましては、施設には地域のコミュニティ機能に加え、災害時の防災機能もあることから、高齢者など誰もが使いやすいバリアフリー化や、照明のLED化の支援として集落有集会施設整備補助制度を設けております。改修工事で最も多いのがトイレの洋式化やエアコンの設置で、工事費用に対して2分の1以内、上限200万円の補助を行っております。この制度については、毎年8月頃に翌年度の整備意向調査を行い予算要求を行うこととしており、多くの整備意向があることから、改修の内容や過去の補助回数、世帯当たりの負担額など、複数の配点基準を設けて順位づけを行い、その年の予算枠の範囲で補助を行っております。

整備意向のある地区の聞き取りでは、ほとんどの地区で補助金の有無にかかわらず改修費用の積立てを行っておられますが、一部の地区では積立ては行わず金融機関からの借入を予定されており、昨今の経済状況から金利が上昇傾向にあり、想定以上の金利負担の増加を懸念しているとも伺っております。

そこで、これまでの補助金での支援に加え、市が無利子で資金の一部を貸付けする制度の創設を検討中であり、まとめ次第、速やかに実施したいというふうに考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○8番（井端浩二）

ありがとうございます。無利子で市が貸出すということは大変ありがたいことですが、上限200万円までということでしたが、改修にすごくお金がかかったり、建て替えとは別の話になるかもしれませんが、そういったことについてもし建て替え等があった場合には、どのような考えがあるのか確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

建て替えにつきましては、集落有集会施設整備事業補助金の新築という項目がございます、補助率は3分の1以内で別途限度額3,000万円というものがございます。ほかに、集落がお持ちの集会施設につきましては、やはり地域のコミュニティ施設の一番の核施設、中心となる施設というふうに認識しております。最近ですと例えば土地の賃借料とか、あるいは古くなった施設のリニューアルのために解体をするであるとか、あるいは備品を購入するとか、または土地を購入し

て買入れるというようなコミュニティ施設にとって整備がやりやすい様々なメニューを準備しておりますので、こういったところでバックアップをしながら、状況を見極めながら今回の貸付の制度ということで充実させていきたいというふうに考えております。

○8番（井端浩二）

ちょっと今聞き漏らしたかもしれませんが、新築の場合30万円って言いましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

限度額3,000万円です。

○8番（井端浩二）

聞き漏らして申し訳ありませんでした。それだけもらえると大変ありがたいと思いますし、また無利子で貸していただけるってことはいいことだと思いますので、また地元に戻ってそんなことをお伝えしたいなと思います。どうもありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。2番目、スポーツ施設整備計画について。「地域部活について」ということを書いておりますが、地域部活については削除していただいて、2～3点確認で質問しようと思いましたが、4月から始まる地域部活動について必ずいろいろ課題や問題点が出てくると思いますので、しばらく様子を見させていただきまして、また次回質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、古川トレーニングセンターについて質問させていただきます。

設立から45年が経過して多くの市民が利用されてきました。令和2年度には屋根やトイレ改修の第1期改修工事を終えて、今年度、第2期として床やLED化などの大規模改修の施行が予定されております。約9か月にわたる長期の工事、今まで利用していた部活動やクラブ・サークル等はほかの体育館の利用になり、御理解いただくとともに予約調整会議が必要になります。また、思うところステージは今使用してないと思いますので、ステージは必要ではないのではないかと考えられます。改修計画と予約調整をどのように行うか質問をさせていただきます。

2番、古川小学校グラウンドについて。令和5年3月議会において、古川小学校グラウンドの照明設備について質問をさせていただきました。そのときの答弁は、小学校や他団体等の意見を確認しながら検討したいということでしたが、先日の全員協議会で、飛騨市スポーツ施設整備計画の改定についての説明がありました。長期的な視点や必要性を検討、また、照明設備を有する代替グラウンドのことが記載してありました。確かに子供の人数も減ってきて難しくなっていくのは理解はできますが、野球の古川クラブ指導者やその保護者に確認すると、子供たちも一生懸命で、うまくなりたい、勝ちたいという気持ちは強いようでございます。数人は高山市からも来ているようです。部員を増やすような取組もしているようでございます。暗い中で練習をしていることを見たことはありますか。暗い中での練習、外野までは暗く、ボールが見えないので照明の近くで練習している子供のたちの懸命な姿、その練習風景を見れば、必ずしも何とかしてやりたいという気持ちになるはずです。だからこそ、もう1回質問をさせていただきます。

資料には予算が3,200万円とありましたが、その工事は多分、神岡小学校のグラウンド照明と似たような感じと書いてありますので、多分、普通のグラウンドの照明だと思いますが、現在の古

川小学校の照明は修学旅行などそういった集まりの、朝夕は暗くなりますので、そういったことの臨時灯だと思えます。その臨時灯を4灯とか5灯増やすだけでいいそうです。その関係者と話し合いをして、3,200万円ほどの予算は必要ないと思えます。保護者の方に電気関係者の人もおりましたので、それを確認させていただきいただいたら、LEDで150万円、普通の電気で80万円でしたかね、それだけかからないので、それを増灯していただければ結構なので、その辺は関係者とも話し合っただけでないか。あるいは指定避難所にもなっておりますので、万が一の場合にも使用できるんじゃないかと思えますので、そういったことの話合いを再度していただきたいなということを質問させていただきます。

そして3番目、根尾選手を招いた野球教室の開催について質問させていただきます。飛騨市河合町出身の根尾昂選手は、2019年に中日ドラゴンズに入団し、8年目を迎え、現在も頑張っております。根尾選手は日本代表の選手としてサポートメンバーに選ばれ、この間テレビを見ておりましたら、阪神との強化試合で最終回に投げて、見事3人で抑え、セーブをあげ、大変うれしく思いますし、本当喜んでおります。これからも活躍が期待されます。市民は今でも応援し、見守っています。野球を頑張る子供たちに聞いてみたら、ぜひプロ野球選手の根尾選手に教えてもらいたいとの声も聞きました。オフシーズンしかできないと思えますが、飛騨市野球連盟や後援会とも御相談いただき、ぜひ根尾選手から野球教室と、そして応援する会の開催を望みますが、市の考えを伺いたいと思えます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

スポーツ施設整備計画、地域部活について3点の御質問をいただきました。

まず1点目の古川トレーニングセンターについてお答えいたします。古川トレーニングセンターは、昭和56年の供用開始以来、多くの市民に利用されてきましたが、45年が経過し老朽化が著しくなっております。令和8年3月改定の「飛騨市スポーツ施設整備計画」では、優先順位第1位、新規に進める事業として位置づけ、令和8年度にアリーナ床の全面改修や非常扉の改修、アリーナ照明のLED化、トイレ・更衣室の改修を予定しています。御指摘いただきましたステージ部分の改修は、さらに数千万円規模の事業費が必要であり、ステージのみを利用される団体があることから、今回の大規模改修計画には含めておりません。

また、大規模改修工事期間中はアリーナの使用ができないため、代替として古川町の小中学校の体育館を御利用いただくこととなります。今議会に上程しております予算をお認めいただければ、速やかに市ホームページ等で広く周知し、施設内に工事实施に関する予告掲示を行ってまいります。また、2月に実施した飛騨市地域クラブ活動推進会議において、この旨を説明いたしており、体育館施設を利用される関係団体への理解と御協力を求めています。

令和8年度のスポーツ施設の予約調整については、基本的に現在導入している予約管理システムの抽選機能により調整を行い、体育館利用に関しては片面利用や1団体当たりの1か月の予約枠制限などを設け、不平等が生じないように都度調整を図ってまいります。

次に、2点目の古川小学校グラウンドについてお答えします。古川小学校グラウンドを利用さ

れているスポーツ少年団の熱心な活動と大会での活躍については、市としても周知をしております。御質問の内容については、これまでもスポーツ少年団から市への要望として寄せられており、スポーツ施設整備計画においては、これを踏まえて委員会の意見を反映して評価をいたしております。御指摘をいただきましたスポーツ施設整備計画における照明設備の整備事業費は、夜間練習時の安全な照度確保を想定し、同規模の神岡小学校グラウンドの照明LED化整備費を参考にしております。

子供たちのスポーツ活動については、これまでもスポーツ活動充実交付金制度などハード面以外の支援策も実施しておりますが、一方で、関係団体から練習時間の過剰を懸念する声もあります。スポーツ少年団の活動は、子供たちの健全な心身の育成を目的として行われるものであり、日本スポーツ少年団や飛騨市認定地域クラブ活動におけるガイドラインにおいても、過剰な練習時間にならないよう規定を設けています。また、古川小学校グラウンドの照明は、夜間照明施設条例に規定されない予備照明であることや、休日の昼間の利用が可能であること、古川中学校のグラウンドやサン・スポーツランドふるかわ、古川町森林公園などの夜間照明を備えた代替施設があること、さらには隣接する民家への夜間環境への配慮、利用団体がスポーツ少年団に限定されていることなど、古川小学校の照明施設整備には慎重な検討が必要であると考えているところでございます。こうした課題や代替案も踏まえつつ、要望団体の意見も詳細に伺いながら、市として対応できる方法について模索したいと存じます。

最後に、3点目の根尾選手を招いた野球教室開催についてお答えします。現役プロ野球選手である根尾選手を招いての野球教室は、飛騨市の子供たちに大きな夢や希望を与えるすばらしい事業になると考えております。教育委員会としても、根尾選手を招いた野球教室の開催に関しては共通の認識を持っています。しかしながら、多くの皆様が御承知のとおり、根尾選手は現在シーズンの開幕に向けて一軍登録を目指しており、今年は結果を出すことが求められる非常に重要なシーズンとなっております。チーム内では若手投手の台頭が著しく、一軍の枠を争う競争が激化しているとのことから、根尾選手には野球に専念してもらおう環境こそが応援につながるものと考え、活躍する姿を見守ってまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○8番（井端浩二）

まず、根尾選手の野球教室からですが、確かに見守ることも大事だと思いますし、市民がこれだけ応援しているんだよ、子供が応援しているんだよということも根尾選手の力になるんじゃないかなと僕は思います。ですから、オフシーズンで根尾選手や球団の人等にも確認はしないといけないのですが、何とか野球教室、そして子供たちも根尾選手に教えていただきたいという希望もありますし、そして応援する会を開いていただいて、親子で来ていただいて、根尾選手頑張っただけという気持ち、飛騨市が応援しているよっていう気持ちを大事にさせていただきたいなことを本当に思います。ですから、市がやらなくても野球連盟がやったりとかそれでもいいと思うんですが、市としてはそういったことに支援していただけるのか、その辺を確認させていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育委員会事務局長（大庭久幸）

このことについては、教育委員会全体でいろいろと考えさせていただきました。もちろん応援はしたいし、根尾選手にぜひこういう野球教室を開いていただきたいというふうに思っております。ただ、今申し上げましたように、根尾選手自身の気持ちを考えた場合に、やはり地元に戻って凱旋するには、一軍になって一番自分が輝いていた姿を子供たちに見せることこそが、やっぱり根尾選手にそういう思いがあるんじゃないかと思います。まだまだ活躍の頻度が少のうございますので、やはり地元に戻ってきて錦を飾るといいますか、そういったときには自分が一番活躍して自分自身が一番皆さんに誇れるといいますか、そういった姿を見ながら、また、野球教室をするというところが、多分根尾選手も思っておるんじゃないかなというふうに思います。

教育委員会としては、もしそういった野球教室ができた暁には、当然市民講演会ということで、プロ野球選手になってからのいろいろな思いとか、そういった講演会をすることもいいのではないかと考えておりますけども、いずれにしても今は見守るタイミングでないかと思えますし、今後もしそのタイミングが来たら、ぜひ関係団体と協力しながら根尾選手に来ていただくよう、また、所属団体の球団への関係もございまして、そういったところにお許しをいただいて実現していきたいなというふうに思っております。

## ○8番（井端浩二）

一軍に上がって頑張れよってということも大事だと思います。教育委員会事務局長が言われるのも分らんことはないですが、やはり一軍になって頑張ってやれということも、市民は応援しているんだよっていう意思表示も大事だと思いますので、その辺はまた関係者と話し合いながら、当然、中日球団側の意見もありますので、その辺を確認した上で私一人ではできませんが、関係者とも相談をしていきたいと思えます。そういう意味では、飛騨市としても応援していただきたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

では次の質問ですが、トレーニングセンターは約9か月にわたり使用ができないということで、長い期間になります。そういったことで抽選をして決めるってことをさっき言われましたが、今地域クラブ活動も始まります。当然、中体連という大きな大会も控えていますので、スポーツ少年団や地域クラブ活動を優先できないか、そういったことについて確認をさせていただきたいと思えます。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育委員会事務局長（大庭久幸）

施設のいわゆる場所取り抽選でございますけども、基本的には地域クラブ活動、もともとは部活でございますので、そういった形で優先的な配慮ということで、せんだっての地域クラブ活動の関係者を寄せた会議でも説明をしております、子供たちの育成ということでそういう配慮をさせていただいています。先ほど申しました抽選ってというのは、いわゆる一般の社会人の方とかの抽選で、これはもう不公平が生じないように、いわゆるコンピューターによるくじということで公平にやっておりますので、そういった形で使用料が生じないスポーツ少年団とか、地域クラブ活動の団体とすみ分けをして調整をするということで行っておりますし、今後もやっていきたいというふうに思います。

ただ、御指摘のようにトレーニングセンターという一番のアリーナの部分が使えなくなりますので、そこら辺は長い期間でございますけど、代替施設のほうはどうしても混雑するっていうことは否めないのかなというふうに思っておりますので、とにかく今は予算をお認めいただいて、あとt o t oの補助金の動向もでございますので、そういったところで前向きにトレーニングセンターの修繕について進めてまいりたいというふうに思っております。

○8番（井端浩二）

ステージの話ですが、ステージと一緒に改修という話をさせていただきましたが、ステージを利用している団体と言われましたけど、大変知識不足で申し訳ありませんが、ステージを利用する団体とはどういう団体でしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

種目としては、新体操とかダンスの団体が使っているということを伺っております。

○8番（井端浩二）

ダンスとかですよ。もし改修できれば、そこも当然ダンスとしても利用できますし、トレーニング器具を置くこともできると思います。あるいは、今後数年後にステージを改修する計画、本当なら今一緒にやったほうが休館等の問題もなくなると思うんですが、その辺についてはどういうお考えか確認をさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

ステージの改修については、これも非常に検討いたしました。まず、トレーニング機器をというふうなお話もあったんですけども、そういう計画も一時はあったんですけど、民間の事業者の方が開業をなさったというようなこともあって、あえてトレーニングセンターに設ける必要性についてはちょっと薄まったのかなというふうな結果から、それは見送りになりました。また、面積についてもステージというところですので、そこに工事を入れますと、先ほども申しました3,000万円ほど事業費が膨らむということでしたので、事業費を鑑みながら、ここについてはやはり最優先課題の床面をまずやるためにステージの改修については、そこまで及ばなかったというところでございます。

○8番（井端浩二）

分かりました。2階の格技場をちょっと見させていただいたら、全部柔道の畳が引いてあったんですが、あそこを半分ぐらいにして使えないかと思いましたが、当然予算の面があるので、ぜひ次回はステージを改修していただいて、ダンスあるいはトレーニングジムをという考えもありますが、ちょっと今資料を見ていましたらトレーニングジムの新設とありますが、トレーニングジムの予定はどのようになっているのか確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

ジムの計画につきましては、今のスポーツ施設整備計画には載ってないといいますが、考えておりません。

○8番（井端浩二）

ではジムを新設ではないですけど、どこかへ移動するというか、あるいはぬく森の湯すぱーふるの話もありましたが、今後、何年か先にはトレーニングジムをという考えはあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今のところスポーツ施設整備という観点では、トレーニングジムを例えば今おっしゃられたすぱーふるとかの温浴施設に云々という話はございません。

○8番（井端浩二）

当然トレーニングジムを利用される方も、高山市へ行っていらっしゃる人もいますので、ぜひ今後もトレーニングジムの検討をしていただきたいと思います。どこかの施設を利用して器具を、すぱーふるだとちょっと遠くなりますので古川町内あるいは神岡町内でも、そういった施設を利用したトレーニングジムの施設を造っていただけるようお願いをしますので、その辺についてぜひ考えていただきたいと思いますがどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

トレーニングジムにつきましては、トレーニングの有酸素系、無酸素系ということがあろうかと思えますけども、桜ヶ丘体育館に数年前に整備しておりますので、地域にそれぞれあればいいことは間違いないかなと思えますけど、先ほども言いました古川町内にそういうトレーニングジムの民間業者の方もいらっしゃいますので、そことの関係もございまして、今のところ市民につきましては神岡町の桜ヶ丘体育館のトレーニング室をお使いいただくのも一つ利用方法としてあるのかなというふうに考えております。

○8番（井端浩二）

今後、考えないということですが、ぜひその辺については市民の意見を確認しながら、また検討していただきたいと思います。

最後にグラウンドの話ですが、少年野球の代替グラウンドとしては古川中学校なのか古川町森林公園なのか、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

練習場所の代替先ということのお尋ねかと思えますけども、その辺については、スポーツ少年団ということですので学校からの移動距離であるとか、あるいは指導者のやりやすい場所とかいろいろあるかと思えますので、一律に教育委員会がここを使ってくださいというよりは、そういった使われる方の意向も聞きながら、どこがふさわしいかを決めるのが適切ではないかというふ

うに思っております。

○8番（井端浩二）

照明、あるいは今の代替グラウンドについても野球関係者と相談していただいて、ぜひ頑張る子供たちのために応援がてら話合いをしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では3つ目の質問をさせていただきます。3つ目は文化財、祭事等の支援について質問させていただきます。

1番、数河獅子の今後の考え方について。数河獅子は独特な舞であり、岐阜県の重要無形民俗文化財に指定されています。この獅子舞も2023年9月5日をもって奉納を終えました。人手不足が要因のようにございます。大変残念であり、今後、氏子の皆さんもどうしていくか考えているようにございます。獅子の1つは石川県の「獅子ワールド館」の展示に貸出しているようですが、指導できる人がいるときに氏子以外の若い人への伝承も考えられないか。また、飛騨古川まつり会館への展示など、数河神社の関係者との話合いを持ってもらえたらと思います。市の考えを確認させていただきます。

次に、文化財や祭事の支援について。文化財といっても幅広くありますので、特に祭り関係の質問をさせていただきます。古川祭の起し太鼓・屋台行事は、国の重要無形民俗文化財、あるいは日本各地の33件、山・鉦・屋台行事の1つとしてユネスコ無形文化財遺産として登録されています。神岡町でも、神岡祭をはじめ夏まつりの盆踊り、そして神岡江戸木遣り保存会など、歴史も古く、すばらしい行事や保存会がたくさんあります。神岡町の行事については深く把握しておりませんが、市民の負担金などで運営されているのではないかと思います。人口減少などで運営についても厳しいのではないのでしょうか。

古川町の起し太鼓については、4つに分かれた台組が主事として回しております。主事が運営するのですが、ちょうちん等、備品も値上がりしており、人口の減少などにより、その運営も厳しくなっております。裸人足も厳しいのですが、各屋台の若い人たちが「古川祭を考える会」を2年前ぐらいから立ち上げ、検討した結果、30人ぐらいの人足を起し太鼓の担い人足として手伝うようになりました。今後もその様子を見るようになります。しかし、運営面では主事組の献酒の収入だけで賄っており大変厳しく、観光面の集客という一翼も担っておりますので観光協会でも奨励金を頂いておりますが、市としても運営面での補助ができないのでしょうか。

また、屋台の修理等については祭保存会というのがありまして、国、岐阜県、飛騨市の補助金によって賄っております。その他、屋台の管理やちょうちんの修復、LED化など経費が必要になります。また、屋台以外の文化財についても必要ではないのでしょうか。高山市では補助金が出ているようです。ぜひ、飛騨市としても御検討いただけないかお尋ねをさせていただきます。

3つ目、文化財や祭事の支援と保護という項目で、ふるさと納税の使い道のメニューに加えてもらえませんかということです。ふるさと納税も以前より減少してきたようですが、飛騨市としても大変ありがたいというふうに思っております。使い道の寄附メニューもたくさんありますが、大枠で文化保護というメニューはありますが、ぜひ古川祭や神岡祭の写真を掲載していただいて、祭りの支援、あるいは保護という項目で作ってもらえないか確認をさせていただきますので、その3点よろしく願いいたします。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

## □教育委員会事務局長（大庭久幸）

文化財、祭事の支援について3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の数河獅子の今後の考え方についてお答えいたします。数河獅子は古川町数河の2つの神社で奉納されてきた獅子舞で、曲獅子、天狗獅子、金蔵獅子から成る3段構成を特徴とし、その勇壮さが人々を引きつけ、昭和30年に岐阜県重要無形民俗文化財に指定され、長く伝承されてきました。しかし、人口減少や高齢化により、地域内での継承が困難な状況になってきたことから、2023年の例祭において若社としての奉納が終了いたしました。その後、今年の例祭において数河地区出身者を中心とする「有志の会」が結成され、金蔵獅子が上演されております。このように、強い思いを持つ有志によって伝統が守られていることに敬意を表するとともに、大変心強く思っているところでです。

国内の人口減少が進む中、他の岐阜県内や飛騨市内の岐阜県重要無形民俗文化財においても同様の事案が既に生じています。飛騨市としては、令和2年の第1期総合政策指針以降、令和7年からの第2期総合政策指針においても、地域の祭りや歌舞伎、獅子舞、能、民踊等の伝統芸能、文化等を後世に継承する取組を支援するとし、地域の方々と話し合い、様々な伝統芸能への補助や人手不足の対策などについて長期的な継承を目指して支援してまいりました。その際に大切なことは、当事者、関係者の皆様のお気持ちであり、何を望んでおられるかを大切しながら、文化財保護との丁寧なすり合わせを行っていくことが重要であると考えております。数河獅子についても、他の重要無形民俗文化財と同様に、関係者との連携を図り、そのお気持ちを大事にしながら、今後の継承に向けた話合いの機会を持ちたいと考えております。

次に、2点目の文化財や祭事の支援についてお答えします。古川祭の起し太鼓・屋台行事は、国の重要無形民俗文化財であるとともに、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。この登録により、古川祭は国内で保護措置を取ることが必要となっており、保存会を通じて飛騨市文化財保護費補助金交付規則等に沿って補助金を交付してきました。

この補助金については、屋台の修理に限ったものではなく、屋台のちょうちんやはっぴなど古川祭屋台等修理委員会の審議を経て、行事の伝承のために必要と判断されれば補助の対象となっております。また、ユネスコ登録年以降は伝承の目的で令和7年度までに毎年80万円の補助を実施してきました。高山市もこの点においては同様の補助を行っているものと認識しております。

他方、神岡祭等につきましても、地域の伝統を継承する上で、多大な御尽力をされていることは市としても認識しております。しかし、現時点では指定文化財になっていない行事については、古川祭のような文化財の保護を目的とした直接的な補助金の対象となっております。しかしながら、こうした地域に根差した祭りや、伝統芸能は町の文化を形成し、地域の誇りや活性化を図る上で、かけがえのないものとなっております。このため、総合政策指針に沿って、伝統文化の映像をデジタルアーカイブ化して保存し、図書館で公開しています。このように、地域固有の伝統芸能は貴重な存在であることから、将来に向けて記録に残すことで、伝統文化の長期的な継承を目指しています。

最後に、3点目の文化財保護の項目をふるさと納税のメニュー追加についてお答えします。ふるさと納税は本市にとって極めて重要な財源であり、これまで全国の皆様から多大なる御寄附をいただいていることをありがたく受け止めております。文化財保護事業の推進につきましては、現在、「教育・文化・芸術・環境保全」という包括的なメニューにお寄せいただいた寄附金の中から活用をさせていただいております。

他方、議員御提案の祭りの支援と保護を個別メニューとして独立させる点につきましては、慎重な検討が必要であると認識しております。これまでの寄附実績を鑑みますと、祭りに特化した個別メニュー化は、現在の汎用的な枠組みよりも充満可能な財源が減少する懸念があります。また、継続的な支援体制を構築するにあたり、制度改正等の影響を受けやすいふるさと納税の寄附金を主財源とする事の妥当性についても考慮しなければなりません。

祭礼を含む重要無形民俗文化財の保存継承につきましては、財源確保のみならず、担い手の不足という切実な課題も伺っております。今後とも関係者の皆様から、文化財の伝承に関する諸課題について真摯に意見を聴取し、市としてなし得る支援を適切に実施してまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○8番（井端浩二）

ふるさと納税の1つのメニューとしてはちょっとやりにくいというか、ちょっと難しい規定があるような話でしたが、私は祭りとか屋台についての支援をしていくにはふるさと納税がいいんじゃないかなと単純に思うわけですが、それについて規約等があるのであれば、当然その辺をクリアしていくことが大事だと思いますので、今後クリアしながらできるような形で、祭りあるいは祭りに関する文化財の保護という意味で、そういったことについて今後考えていくのか再度確認させていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

結論から言えば、継続させていただくということでございます。先ほど申しました包括的なメニューということで、ある意味、いろいろなところへできるように柔軟性を持たせておりますので、議員おっしゃるように単独にしてしまいますと、もしそのメニューの寄附額が減ってしまうと、それは恒常的な予算の原資になりにくいということですので、今やっていることについては教育・文化・芸術、環境保全というところで、広いところから集めて文化財のほうに入れていくということで、安定的な財源を確保しておるということですので、これに基づいて継続してまいりたいと考えております。

○8番（井端浩二）

そうであれば仕方ないかなと思いますが、インターネットで見たときに飛騨市のふるさと納税の寄附メニューを確認をさせていただいたら、大きな枠もあり、その中に小さい枠があったんですが、その中の1つでもいいので入れていただきたいなと思いますが、その辺についてまた今後御検討いただきたいと思います。

最後になりますが、数河獅子を北陸のほうへ貸出をしておるということを知ったんですが、祭

りの文化っていう意味では飛騨古川まつり会館に展示したらどうかなと思いますし、まだまだ飛騨市の中でも舞ができなくなった獅子もあるんじゃないかなと思います。その辺はまだ僕も確認しておりません。そういったことを確認しながら、時には飛騨古川まつり会館に獅子も展示するような観光サービスもどうかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今数河獅子のお話が出てきましたので、これは県指定ということで本当に貴重なものでございますので、もしそういうような機会がありましたら相談をしながら、そういうコーナー、受け皿もあればマッチングするなど、教育委員会としても、もしそういうことができるのであれば検討してまいりたいというふうに思います。

○8番（井端浩二）

当然獅子も、さっきも言いましたけど舞ができなくなって神社に保存してあるところもあるんじゃないかと思います。その辺を確認していただいて、獅子を幾つか展示することもいいと思いますし、今思ったことですが、時には獅子舞のイベントもいいんじゃないかなと思いますが、これは全く僕の個人的な発想ですので、またそんなことも含めて祭り、あるいはそういったイベントについて、ぜひとも飛騨市としても応援をしていただきたいと思いますし、それが観光につながるんじゃないかと思いますので、またいろいろと考えていただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

〔8番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で8番、井端議員の一般質問を終わり、質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第29号までの23案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第30号から議案第43号までの14案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら14案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。明日3月7日から3月9日までの3日間は、委員会審査のため本会議を休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、3月7日から3月9日までの3日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、3月10日火曜日、議会運営委員会終了後を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時40分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（2番）

中田 利昭

飛騨市議会議員（3番）

小笠原 美保子